

2月10日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されましたので、その内容をお知らせします。基本的対処方針等に基づく新型コロナウイルス感染症対策の徹底をお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年2月15日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更
及び認定こども園等における対応について

このたび、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「対処方針」という。）」が変更されましたので、お知らせいたします。

新たな対処方針における認定こども園に関する主な記載は下記のとおりです。認定こども園については、保育所同様、保育の必要性のある子どもの受け皿となっていること、地域の保育機能の維持の観点から、「保育所、認定こども園等」として記載されているところですが、認定こども園の類型や在籍する園児の状況、地域の状況等に応じて、柔軟に「学校等」に関する記載も参考としていただきつつ、対応をお願いいたします。

なお、厚生労働省より「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第十三報）（令和4年2月15日現在）」（令和4年2月15日付け厚生労働省事務連絡）、文部科学省より「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」（令和4年2月10日付け文部科学省事務連絡）、が発出されておりますので、併せてお知らせいたします。

つきましては、下記の内容をご確認の上、適切な対応をお願いします。

また、このことについて、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 新たな新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針について

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_040210.pdf

(関連する主な記載の抜粋)

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

(5) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

2) 学校等

- ・ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には実施を控える、又は感染が拡大していない地域では慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- ・ 学齢期の子どもがいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方公共団体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施する。また、学校の臨時休業は、感染状況を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に行い得るものであるが、感染者が発生していない学校全体の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する。
- ・ なお、大学等においても適切に対応する。

3) 保育所、認定こども園等

- ・ 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所を要請するとともに、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持する。
- ・ 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育の実践を行う。
- ・ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛する。
- ・ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応する。

マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用につなげる。

- ・ なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱とする。

2. 上記のほか、保育所等での子どものマスクの着用については、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十三報）（令和4年2月15日現在）」（令和4年2月15日付け厚生労働省事務連絡）の問18において、さらに詳しい記述がありますので、ご参照ください。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付

(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

【参考】

- ① 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について（第十三報）（令和4年2月15日現在）」（令和4年2月15日付け厚生労働省事務連絡）
（添付資料1）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000897753.pdf>

- ② 「「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について」（令和4年2月10日付け文部科学省事務連絡）
（添付資料2）

https://www.mext.go.jp/content/20220214-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf